

本土地改良区個人情報の取り扱い要領第15条の規定により、
保有個人データに関する事項を公表する

平成26年2月18日

豊川総合用水土地改良区

1 本土地改良区の名称

豊川総合用水土地改良区

2 利用目的

本土地改良区定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用する。
労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。

3 個人情報の保護に関する方針

- (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- (2) 苦情処理に適切に取り組む。
- (3) 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示す、又は本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする。
- (4) 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表する等委託処理の透明化を進める。
- (5) 本人からの求めにより保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又はその取得方法を可能な限り具体的に明記する。
- (6) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、利用停止に応じる。

4 共同利用に関する事項

本土地改良区の保有する個人データは、必要に応じて、愛知県、水資源機構及び豊川用水の受益地に関係する市、農業委員会、土地改良区と共同で利用する。

(1) 共同で利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

(2) 利用する者の利用目的

豊川用水施設の維持管理及び豊川用水に関係する事業の円滑な実施その他の地域農業の振興のため

(3) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

豊川総合用水土地改良区 個人情報保護管理者 総務課長

5 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続及び手数料

- (1) 下記の開示等の求めを行う場合、開示等の求めを行う旨及びその内容を記載した書

面を理事長へ提出するとともに、開示等の求めをする方が本人である場合は、本人であることを示す書類、開示等の求めをする方が未成年者、成年被後見人の法定代理人若しくは開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人である場合は、代理人であることを証する書類を理事長へ提示または、提出してください。

- ア. 利用目的の通知の求め
- イ. 開示の求め
- ウ. 内容の訂正、追加又は削除の求め
- エ. 利用の停止又は消去の求め
- オ. 第三者提供の停止の求め

(2) 手数料

別表のとおり 送料は実費

- 6 第22条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
豊川総合用水土地改良区 個人情報保護管理者 総務課長

別 表 手数料(第21条関係)

| | 書面の交付 による場合 | 口頭・電話 による場合 | ファクシミリ・ 電子メールに よる場合 |
|------------------------------------|--------------------|----------------|---------------------------|
| 第15条第2項 (保有個人データ利用 目的の通知の求め) | 50円及び送料 | 無料 | 50円 |
| 第16条第1項 (保有個人データ等の 開示の求め) | 用紙1枚につき 50円及び送料 | — | 用紙1枚につき 50円 (注) |

(注) ファクシミリ・電子メールによる通知等は、開示の求めを行った者が同意した場合に限る。